

第 1084 回教育委員会 会議録

令和 2 年 5 月 21 日

14:00～14:35

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1084 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れについて」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

「山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れについて」、報告 1-1 から 1-4 をもって御説明申し上げます。この度、県外からの志願者受入れを実施する高校として、山形北高校と小国高校の 2 校から申請がございました。まず、報告 1-3 及び 1-4 を御覧ください。この制度にかかる要綱の抜粋を掲載しておりまして、第 3 条が承認の要件でございます。また、第 9 条がこれを審議する審議委員会の構成でございます。第 3 条には、「山形県教育委員会教育長は、直近 5 年間における最終倍率の平均値が 1 倍に満たない学科がある学校のうち、次の各号のいずれかに該当する学校について、当該校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。」とし、第 1 号には、「県内唯一の学科が設置されており、当該学科の直近 5 年間における最終倍率の平均値が 1 倍に満たない学校（この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。）」とあり、第 2 号には、「1 学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立している学校」と定めております。

報告 1-1 を御覧ください。1 校目は、県立山形北高校について申し上げます。直近 5 年間における最終倍率の平均値が 1 倍に満たないこと

及び県内唯一の学科（音楽科）が設置されているという承認要件に該当しております。学校の特色としましては、東北唯一の公立高等学校設置の音楽科であり、これまでも日本国内、さらには海外でも活躍する人材を輩出しており、東北の音楽科・音楽コースを設置する高校の中で、入学者数及び音楽系大学の進学者数でも、牽引的な役割を担っている高等学校であります。

2校目は、県立小国高等学校です。直近5年間における最終倍率の平均値が同じく1倍に満たないこと及び1学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立しているという要件に該当しております。高等学校では東北地区初の学校運営協議会の設置校であり、令和元年度から令和3年度の3年間において文部科学省より「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に小国町が管理機関として指定を受けております。また、内閣府の「高校生の地域留学のための高校魅力化支援事業」の対象校としても採択され、令和2年度から令和6年度までの5年間において指定を受けております。なお、小国高等学校については、周知期間を1年間設けるために、令和4年度入選からとします。申請を受けまして、令和2年5月14日に先ほど申し上げました受入れのための審議委員会を開催し、意見の聴取を行いました。その結果、申請があった2校について、県外からの志願者受入れを承認してはいかがかという御意見をいただき、過日、教育長より承認を受けたところでございます。

「2 今後の進め方」の（1）の出願手続きの詳細及び（2）の県外から志願し入学した生徒が、保護者と離れて生活することになる場合の、生徒の住居や保護者に代わり指導や世話をを行う人物の届出方法については、「令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び各高等学校の「募集要項」に記載予定でございます。

「3 今後の日程」でございますが、本日、県外からの志願者受入れ申請校への受入承認に係る通知を発出し、プレス発表を行う予定でございます。その後、5月中に教育事務所・市町村教委・各中学校への通知及び県ホームページでの周知を行い、6月以降に各都道府県教育委員会への通知及び各校ホームページでの周知を行う予定でございます。以降の予定は記載のとおりでございます。

最後に、この2校と平成30年度入学生から県外からの志願者受入れを行ってございました加茂水産高校と遊佐高校を合わせまして、この度、本県内では4校が県外からの志願者を受け入れることとなりました。報告は以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<武田委員>

募集というのは、各高校ごとに行うのでしょうか。教育庁からは何か支援しないのでしょうか。

<高校教育課長>

教育庁からは、県ホームページでの周知及び各都道府県教委への通知を行いますが、その他の周知活動については、各高等学校又は小国高校

については小国町も含めて周知を行います。

<武田委員> 国において、一括して県外志願者の受入れがわかるようなサイト等はないのでしょうか。

<高校教育課長> そのようなものはないかと思えます。

<菅間教育長> 実際には、民間で企画している県外入学を希望する生徒達が集まる場というものがあまして、そのような場に遊佐高校等が参加し、説明をするというなかで、希望する生徒の選択肢に入ってくるということになります。

<武田委員> わかりました。

<菅間教育長> 他にございますか。

<涌井委員> 高校からの要望があったため、このような決定の流れになったのでしょうか。それとも、こちらからの持ちかけがあったのでしょうか。

<菅間教育長> 高校からの申請があったため、審議をさせていただいたものでございます。

<涌井委員> 県外志願者の想定としては、どの地域を考えているのでしょうか。

<高校教育課長> 全国規模を想定しております。特に、山形北高校については県外の受験はできるのかという問い合わせが近県や関東地域から例年1、2件あるとのこと。小国高等学校の場合は、学校の特性に魅力を感じて、志願していただける生徒がいるのではないかと考えております。

<菅間教育長> 音楽科については、仙台市内に私立の音楽科を設置している高校がありますので、そのことから考えると志願する生徒がいるのではないかと思えます。

<片桐委員> 山形北高校の音楽科の志願者が減少している要因というのは何かあるのでしょうか。

<高校教育課長> 一つには、少子化の影響というものがあ、その中で特に音楽に親しみ、専門性の高い生徒が相対的に減少していることが要因だと思います。

<片桐委員> 報告1-2に「高校生の地域留学のための高校魅力化支援事業」という事業がありますが、これはどのような事業でしょうか。

< 高校教育課長 >

在学高校とは別地域の高校に1学年の1年の間だけ地域留学をできる制度でございます。高校生が1年間、小国高校に留学できる制度であり、中学生が受験できるという制度ではございませんが、他の地域からの若者を受入れているという点では、小国高校の特性と似ていると思います。

< 菅間教育長 >

よろしいでしょうか。ほかになれば、次の(2)「県立学校における新学期の学校運営方法(案)について」は、議第2号と併せて説明いたします。

⑤議 事

< 菅間教育長 >

これより議事に入ります。

議第1号「山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について」、生涯教育・学習振興課長より、説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 >

議1-1を御覧ください。「山形県神室少年自然の家に係る指定管理者の募集について」でございます。

神室少年自然の家は、真室川町にある少年教育施設であり、JR真室川駅から北へ約6kmに所在しております。指定の期間ですが、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

次に、「3 申請者に必要な資格」ということで、この資料の記載のとおり、県内に主たる事務所(本店)を有すること、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと等の9項目ございますが、これにつきましては、県が指定管理者の募集を行う際の標準的な内容となっております。

議1-2の提案理由でございますが、神室少年自然の家に平成30年4月から導入されている指定管理者制度を継続し、施設の効果的かつ効率的な運営を行うため、指定管理者の募集について提案するものでございます。

議1-3を御覧ください。神室少年自然の家の施設概要について、御説明申し上げます。少年自然の家は、団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図るために、設置された施設でございます。神室少年自然の家につきましては、約174,075㎡ございまして、建物につきましては地上2階、地下1階となっており、主な設備として、宿泊室が10室で計200名が宿泊可能でございます。その他には指導者室、プレイルーム、研修室、ピロティ等を備えております。

「4 利用者数」についてですが、平成27年度の13,483人からは小学校の宿泊学習施設としての利用が児童生徒数の減少や学校行事の見直し等により減少しておりまして、令和元年度は9,159人となっております。

「5 現在の管理運営体制」についてですが、県職員4名のほか利用者の指導補助を行う6か月間の臨時職員1名となっております。現在の指定管理者は神室少年自然の家管理企業共同体であり、常勤職員が6

名、非常勤職員が2名となっております。

次に、指定管理者公募に係る事項でございます。指定管理者が行う業務につきましては、「3 委託業務」に記載しておりますが、施設及び設備の維持管理・運營業務及び利用者への利用許可、指導業務の一部であり、土日祝日に行う企画事業の実施及び県主催事業の実施支援を行います。

最後に、選定スケジュールでございますが、教育委員会へ指定管理者募集の付議をさせていただいたところでございますが、6月上旬に開催予定の指定管理者審査委員会において、募集要項を審査していただく予定でございます。その審査を受けて、6月19日から7月17日までの募集を予定しており、候補者の選定については8月上旬に開催します選定審査委員会で審査いただいて、8月下旬に候補者の選定と進んでいく予定でございます。選定された候補者については、県議会9月定例会の議決を受けまして、指定管理者の指定の議案について教育委員会に付議させていただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第2号「新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時専決処理の承認について」、御説明申し上げます。

議2-1を御覧ください。この度の学校臨時休業の対応につきまして、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により、専決処理したことについて承認を求めるものです。

専決処理した事案は、令和2年5月8日に各県立高校に通知、指示いたしました「県立学校における学校再開等に係る対応について」でございます。県立学校における新学期の対応につきましては、前回の教育委員会で御説明申し上げたとおり県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、4月12日に入学式を行った上で、その翌日から5月の連休が終了する5月10日まで臨時休業とすることを各県立学校に通知したところでございます。その後の状況といたしまして、県内における大型連休中の新型コロナウイルス感染症の新たな感染

者がいない若しくは少数で推移する一方で、5月4日には新型コロナウイルス特別措置法に基づく全国への緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを踏まえまして、6月5日まで任意の登校日又は授業日としての登校日を設けながら、段階的に学習指導を再開することといたしました。この後、5月15日までは学校再開に向けての準備期間として登校日を設けるものの、授業を行わない臨時休業とし、臨時休業期間を1週間延長する旨を各県立学校へ通知、指示したものでございます。5月18日からは段階的に授業を再開することとし、県立学校については、5月18日から22日までを部分的再開前期、5月25日から6月5日までを部分的再開後期とし、6月8日から本格的に授業を再開することとしました。特別支援学校は、児童生徒の対応について、高等学校・中学校の生徒のよりも慎重に段階を踏んでいく必要があることや学校側の準備態勢面も考慮して、部分的再開前期、部分的再開中期、部分的再開後期の3段階としているところでございます。

なお、県内では5月4日に1名の感染者が確認されて以降、新たな感染者がいない等、全国的に新規感染者数が減少したことから、5月14日に5月31日までとされておりました緊急事態宣言の対象地域から前倒しで解除されたことを踏まえまして、5月8日に各県立学校に通知しました段階的な再開方針を見直すこととし、5月18日から一週間の準備期間を経て、5月25日から本格的な授業再開を目指すこととしております。

議2-3を御覧ください。段階的な学校再開方針の見直し内容について御説明いたします。「(1) 高等学校、中学校」の表の見直し後の欄を御覧ください。各学校において「3密」対策として、分散通学を行い、今週から週5回の3時間以内の授業を始めており、来週5月25日からは「2 本格的な学校再開後の留意事項」に記載しております事項を守っていただきながらになります。通常どおりの授業を再開する予定でございます。「(2) 特別支援学校」についても、同様でございますが、5月25日からは給食の提供や宿舍の開舎等の準備が整った学校から通常どおりの授業を行うこととしております。

議2-1にお戻りください。提案理由にありますとおり以上のことにつきまして、緊急事態宣言の5月31日までの延長等を踏まえた対応に緊急を要したため、専決処理しましたので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長>

次に、ただ今、御承認いただきました臨時休業の対応を踏まえ、報告(2)「県立学校における新学期の学校運営方法(案)について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

「県立学校における新学期の学校運営方法(案)について」、御説明申し上げます。報告2-1を御覧ください。議第2号の説明の中で申し上げましたとおり、5月25日から本格的な授業再開をする予定としております。

1ページの「県立学校における新学期の学校運営方法について(案)」を御覧ください。県内において新たな感染者は5月4日を最後に確認されておらず、5月14日に本県は非常事態宣言の対象地域から解除されておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがなくなったわけではございませんので、政府のガイドラインや県内の専門家からの御意見等を踏まえ、可能な限り感染リスクを低減させながら、段階的に部活動や学校行事を拡大していくことといたします。この場合、感染リスクが高まる三つの条件を徹底的に避けるとともに、手洗い等の基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行います。

報告2-1を御覧ください。学校運営の具体的な留意点の主なポイントについて、御説明をいたします。

一つ目は「学習保障のあり方について」でございます。これまでの臨時休業等により、授業が実施できておりませんでしたので、その授業時数については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを考慮しながら、原則として、年内にこれまで実施できなかった時間数の確保を図ることとし、特に第3学年の生徒に配慮した学習指導計画を策定することとしております。具体的には、授業時数確保の例にありますとおり、夏季休業期間の活用、平日の放課後の補充事業の実施、学校行事の一部圧縮等でございます。これらを組み合わせながら、各学校の実情に応じて時間数を確保することとなります。また、学習保障の前提となる感染症対策としては、座席の配置の工夫、フェイスシールドの活用等、「3密」対策を徹底するとともに登下校時における時差通学を継続することといたします。

二つ目の「部活動について」は、補充授業と時差通学の実施方法等と調整は必要になりますが、原則として、6月1日から部活動を再開することとしております。6月1日以前においても、時差通学の必要がない学校もございますので、調整ができた学校については再開を認めることとしております。ただし、当面は平日週2日、土曜日又は日曜日のいずれか1日の週3日の活動とし、生徒のコンディションや時差通学の実施状況等を踏まえながら、部活動の拡大を検討することとしております。なお、室内の合唱や近距離で組み合ったり接触したりする運動等は行わない等の感染防止対策をとることとしております。

三つ目の「学校行事について」でございます。運動会、文化祭は当面の間、中止ではなく延期扱いとし、「3密」対策を踏まえた実施方法に

について各学校において検討することとしております。修学旅行についても同様に延期扱いとし、例年、県外や海外となっている行先について慎重に検討することとしております。県内での宿泊を伴う校外学習等については、「3密」対策を講じながら行うこととし、郷土を知り体験する機会として参ります。なお、学校運営方法の内容につきましては、状況等の変化を踏まえまして、適宜見直しを行っていくとともに、各市町村教育委員会にも周知をいたします。説明は以上でございます。

- <菅間教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
- <武田委員> 部活動で合唱や組み合う運動は行わないということですが、体育や音楽の授業、グループワークも行わない方向でしょうか。
- <高校教育課長> 例えば、歌を歌う場合は向き合うのではなく、向きを調整しながら行う方法やグループワーク等の場合は他の学習方法に置き換える等して工夫、改善しながら同様の成果が得られるような授業を行って参りたいと考えております。
- <菅間教育長> 別紙に感染リスクの高い学習活動が記載しておりますが、この資料とは別に競技の特性に合わせた注意や教科ごとの注意を発出してあります。
- <山川委員> 感染症が拡大した3月頃から今までの間、授業ができなかったと思いますが、もう一度感染症が拡大しない限りは、1年単位で考えたときに授業時間の確保は可能なのでしょうか。
- <高校教育課長> 御懸念の点につきましては、授業ができなかった時間数を計算しまして、ただ今申し上げました夏季休業の短縮や放課後の補充授業を加えることで十分回復できると考えております。
- <山川委員> 現在の試算では、夏季休業の短縮等の方策を行えば、授業時間の確保は可能だということですね。
- <高校教育課長> 当初、予定しておりました学習計画に追い付くことができると考えております。
- <菅間教育長> 年度末までということではなく、年内で追い付くことを想定して試算をしており、3学期分については、もし何かあったときのためにとっておくという考え方になっています。
- <山川委員> 視点を変えることになりましたが、去年の今頃は教育委員会で働き方改革について考えておりました。臨時休業中、先生方は自宅で教材研究を行うことが出来ていたかもしれませんが、これから平日放課後の補充授

業となれば、拘束時間が増えると思います。子ども達もちろん大変だと思いますが、先生方も大変になると思います。この先生方の働き方の対策についても、今後検討していくことになるのでしょうか。

<高校教育課長>

平日放課後の補充授業は週2回程度としておりますが、この場合ですと、おそらく教員一人当たりでは月1回から2回程度の授業が増えることになると思います。勤務時間内に授業は終了しますので、教材研究等はもちろんございますが、予定していた授業内容でありますので、負担も多くなさく実現できると考えております。

<菅間教育長>

部活動をこれまで同様に行いながら、授業時数を増やすという考えではなく、部活動も一度、制限しながら行っていくということで、総量として業務量が大きく増えることがないように考えております。

⑥閉 会

<菅間教育長>

ほかになければ、これで、第1084回教育委員会を閉会いたします。